

令和5年度第3回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録

緊急で附属機関の承認を得る必要があることから書面開催とした。

1. 議題	
議題(1)介護予防支援事業所の指定について	
事務局（介護保険課）説明	<p>要支援者に伴う介護予防支援について、既存の「地域包括支援センターが実施するもの」及び「地域包括支援センターが居宅介護支援事業者に委託して実施するもの」に加え、令和6年度から「居宅介護支援事業所が市町村からの指定を受けて、市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら実施できる」こととなる。この介護予防支援事業所の指定にあたっては、介護保険法第115条の22第4項において、「あらかじめ当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされている。</p> <p>本市では、これまで地域包括支援センターが介護予防支援業務の一部を委託可能として承認を受けた別紙にある計300か所の事業所について、今後、介護予防支援事業の指定申請が提出された場合には、人員基準等を満たしていることを確認したうえで、指定できる事業所として扱う運用にしたいと、あらかじめ包括的に承認を求めるものである。</p> <p>なお、今回承認をお願いする事業所のうち、実際に介護予防支援事業所として指定した場合には、次回以降の運営協議会で随時報告させていただく。</p> <p>また、今回承認をお願いする事業所以外の事業所で、今後新規に居宅介護支援事業所の指定を受けた事業所等の取り扱いについては、新規指定申請後に介護予防支援従事者の研修受講をしていただくとともに、介護予防支援事業の指定に関し、さいたま市地域包括支援センター運営協議会で意見聴取をさせていただいた後、指定等をするかたちとする。</p> <p>最後に、居宅介護支援事業所が市町村からの指定を受けて介護予防支援を行う場合は、当該事業者に対し「介護予防支援計画の検証のため必要があるときは情報の提供を求めることができる」とされているが、これらの事項については改正される介護保険法施行規則に準じて対応していくこととする。</p>
大麻委員	<p>人生100年時代、長い人生を生き抜くために必須課題である。事業所を選ぶ時も精査をお願いしたい。いつも正しいか、不適切かの判断を慎重にお願いしたい。</p>
事務局（介護	<p>委員指摘のとおり、事業所の指定をする際には、人員基準等慎重に確</p>

保険課)	認していきたいと考えている。
滝澤委員	今回の介護予防支援事業者の指定で、介護予防支援サービスを受ける要支援者にとって、現状よりどのようなメリットがあるのか、具体的にはこのような課題が改善されると、要支援者の立場に寄り添った判りやすい説明が必要である。今回の改定で要支援者が積極的に介護予防支援を希望できる環境を作ってもらいたいと思う。
事務局（介護保険課）	利用者のメリットとして、これまで包括に限られていた介護予防支援事業所を選択することができる、という点が挙げられる。また、間接的ではあるが、居宅の報酬が増えることからケアプラン作成事業所が探しやすくなること、包括の業務負担軽減に繋がり相談業務等に注力できるようになること、が挙げられる。
長田委員	介護保険の適切なサービスを利用するには、ケアマネジャーや地域包括支援センターとしての業務や役割が非常に大切なものとなる。
全委員	異議は認められないため承認。